

石川県公報

平成26年3月24日
第12681号（月曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示 ○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課) 1	○基本測量終了公告 (監理課) 1 ○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 2 公安委員会 ○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 2 ○石川県交通安全活動推進センターの指定 3
公告 ○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (経営対策課) 1	

告示

石川県告示第112号

石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月24日

石川県知事 谷本正憲

第34条第8項、第42条第3項及び第47条第3項中「3.0パーセント」を「2.9パーセント」に改める。

公告

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成26年3月25日から同年4月22日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年3月24日

石川県知事 谷本正憲

事業名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営中山間地域 総合整備事業	柳田西部地区 （大箱工区）	換地計画書の写し	石川県奥能登農林総合事務所 土地改良部計画課

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 (水 準 測 量)	平成25年8月19日から 平成26年3月7日まで	金沢市及び小松市
基 本 測 量 (基 準 点 測 量)	平成25年7月22日から 平成26年3月7日まで	小松市
基 本 測 量 (基 準 点 測 量)	平成25年10月15日から 平成26年3月7日まで	羽咋郡志賀町

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市宇野気チ14番63	幅員 6.00m 延長 5.57m	金沢市広岡一丁目17番20号 有限会社 リアル・エステート	平成26年3月7日

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第二号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則（昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十 警察装備に関すること。

十一 給貸与品に関すること。

十二 警察有線通信の運用に関すること。

第八条第六号から第八号までを削る。

第二十一条の三中「二課」を「三課」に、「警備課」を「^{警備課}警備対策課」に改める。

第二十一条の七を第二十一条の八とし、第二十一条の六を第二十一条の七とし、第二十一条の五の次に次の一条を加える。

（警備対策課）

第二十一条の六 警備対策課においては、第六十六回全国植樹祭の開催に伴う警備警備の総合対策に関する事務をつかさどる。

別表第一金沢中警察署の部とがし交番の項中「同蓮六丁目一〇番」を「同蓮六丁目一〇番地」に改め、同部大額交番の項中「同大額三丁目一〇三番二」を「同大額三丁目一〇三番地二」に改め、同部田上交番の項中「同田上町理五八番地」を「同田上町一五街区一番」に改め、同部二俣駐在所の項中「同二俣町に三番甲」を「同二俣町に三番地甲」に改め、同表金沢西警察署の部大徳交番の項中「無量寺三丁目」の下に「、無量寺四丁目、無量寺五丁目」を加え、同表小松警察署の部小松駅前交番の項中「八日市町地方」の下に「、こまつの杜」を加え、同表白山警察署の部野々市交番の項中「、押越一丁目、押越二丁目、野代一丁目、野代二丁目、野代三丁目、御経塚一丁目、御経塚二丁目、御経塚三丁目、御経塚四丁目、御経塚五丁目、長池、二日市町、二日市一丁目、三日市町」を削り、同項の次に次の

ように加える。

野々市北交番 (野々市市北西部土地区画整理事業施工 地区一街区一・二番、二・二番の一部)	同 右	押越一丁目、押越二丁目、野代一丁目、 野代二丁目、野代三丁目、御経塚一丁目、 御経塚二丁目、御経塚三丁目、御経塚 四丁目、御経塚五丁目、長池、二日市町、 二日市一丁目、三日市町
--	-----	--

別表第一七尾警察署の部三島交番の項中「三島交番」を「七尾みなと交番」に、「同三島町七〇番地二」を「同府中町員外二五番一八」に改める。

別表第三津幡警察署の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

石川県公安委員会告示第28号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第1項の規定により石川県交通安全活動推進センターとして次の者を指定したので、交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)第2条の規定により次のとおり告示する。

なお、石川県道路使用適正化センターの指定(昭和62年公安委員会告示第33号)は、廃止する。

平成26年3月24日

石 川 県 公 安 委 員 会

1 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

一般財団法人石川県交通安全協会

(2) 住所

金沢市東蚊爪町2丁目1番地

(3) 代表者の氏名

要明 英二

2 事務所の名称及び所在地

(1) 名称

石川県交通安全活動推進センター

(2) 所在地

金沢市東蚊爪町2丁目1番地 一般財団法人石川県交通安全協会内

